

こども局子育て支援課

- ・ こども相談係

- ・ 子育て支援係

1. こども相談係

| 事業名 (事業発足年度) | 予 算 額 | 事 業 概 要 |
|---|------------------|---|
| 子ども家庭総合支 1. 援 拠 点 事 業 (令和4年度) | 千円 11,869 | 子どもとその家庭等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援までをチームで実施するとともに、児童相談所等との総合調整体制を推進する。 (社会福祉士、保健師、教員等の有資格者を配置) ・家庭児童相談員 (昭和42年度) 令和4年度 延べ相談件数 2,603件 ・婦人相談員 (昭和45年度) 令和4年度 延べ相談件数 102件 ※令和4年4月1日より家庭児童相談と婦人相談を拠点事業に統合 |
| 子どもを守る地域 ネットワーク機能 強 化 事 業 (平成27年度) | 427 | 市において、児童虐待対応である子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関の職員と構成員等の専門性の向上と要保護児童対策地域協議会の強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、虐待を受けた子どもの支援を推進する。 ※令和4年度 代表者会議 1回 実務者会議 6回 個別ケース検討会議 26回 |
| 母子生活学校 3. 開 設 事 業 補 助 (平成元年度) | 100 | 母子・寡婦家庭を対象に生活学校を開設し、研修や交流会を行う館林市母子寡婦会に補助を行い、一層の充実を図る。 |
| 4. 母 子 生 活 支 援 事 業 | 1,371 | 配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が福祉に欠けることがある場合において、施設入所させ保護することを目的とする事業。 ・母子生活支援施設委託料 (令和4年度 母子0世帯) ・母子緊急一時保護事業委託料 (令和4年度 母子2世帯) |
| 子どもの居場所 づくり支援事業 5. (子どもの総合 相談窓口事業) (平成30年度) | 2,200 | 子どもの総合的な相談支援及び市民が主体となり運営する子どもの居場所について開設・運営に当たっての相談支援を通し、地域における子どもの居場所の確保や地域の中で子どもたちを支える体制整備を推進する。 ※『子どもの居場所づくり推進フォーラム』開催 令和元年10月6日(日) ※『子どもの居場所づくりネットワーク会議』開催 令和2年2月21日(金) ※居場所づくり人材バンクの開設 ※令和4年度 延べ相談件数 22件 |

2. 子育て支援係

| 事業名 (事業発足年度) | 予 算 額 | 事 業 概 要 |
|--|-----------|---|
| 1. 子ども・子育て 会 議 (平成25年度) | 千円 308 | 平成25年9月に「館林市子ども・子育て会議」を発足。令和元年度に策定した第2期館林市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）を推進し、進捗管理を行う。 第3期館林市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）の策定に向けて、ニーズ調査を行う。 |
| 2. 児童扶養手当 (昭和37年度) | 264,534 | 父母の離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は一定基準以上の心身障害を有する20歳未満の児童）を監護又は養育している父子、母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため支給する。 ・支給月額 44,140円から10,410円 子ども加算 2人目 10,420円～5,210円加算 3人目以降1人につき 6,250円～3,130円加算 ・支払期 奇数月（年6回） 但し、所得制限があり扶養1人の場合 870,000円未満は全額、2,300,000円未満は一部支給。 ※令和4年度 527人（支給者） 支給総額 259,945,130円 |
| 3. 児童手当支給 (平成24年度) | 957,788 | 次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するという趣旨のもとに、中学校修了までの児童を養育する父母等に支給する。 ・支給月額 所得制限額未満である者 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降 15,000円） 中学生 10,000円 所得制限額以上所得上限額未満である者 一 律 5,000円（平成24年6月分から適用） 所得上限額以上である者（令和4年6月分から適用） 支給なし ・支払期 6月・10月・2月（年3回） ※令和4年度 児童手当 延 91,040人 支給総額 989,700,000円 |
| 4. 養護施設等 入所等利用 | — | 養護に欠ける児童の保護と、非行児童の性格改善のための施設入所。 ※令和4年度（令和5年3月31日現在）12人 ・鐘の鳴る丘少年の家ほか 4施設 |
| 5. 福祉型障害児入所 施設入所等利用 | — | 知的障害児のうち、家庭で適切な指導を受けられない児童の施設入所。 ※令和4年度（令和5年3月31日現在）4人 ・しろがね学園ほか 2施設 |
| 6. 医療型障害児入所 施設入所等利用 | — | 心身障害児のうち、将来独立して自立が行えるよう医療訓練や生活指導等の必要がある児童の施設入所。 ※令和4年度（令和5年3月31日現在）2人 ・群馬整肢療護園ほか 1施設 |
| 7. 児童福祉施設 入（通）所児 負担金 補助事業 (昭和54年度) | 656 | 児童福祉施設入（通）所児にかかわる負担金の軽減を図るため保護者に対して補助金を交付する。 ※令和4年度 16人（保護者延） 474,200円 ・養護施設等入所 6人 ・福祉型障害児入所施設入所等 8人 ・医療型障害児入所施設入所 2人 |

| 事業名 (事業発足年度) | 予 算 額 | 事 業 概 要 |
|---|-----------|--|
| 8. ファミリー・サポート・センター事業 (平成25年度) | 千円 — | 地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が会員となって組織し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備するとともに、児童福祉の向上を図る。 令和4年度より総合福祉センター指定管理者へ委託（実施主体：館林市社会福祉協議会） ※令和4年度 会員数388人 活動件数1,149件 |
| 9. ファミリー・サポート・センター利用料補助 (平成28年度) | 千円 450 | 保護者の就労支援及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、低所得世帯の者がファミリー・サポート・センターを利用する場合に、利用料の一部を補助する。 ※令和4年度 市利用料補助対象者 延べ21名 34,200円 |
| 10. 子育て短期支援事業 (平成27年度) | 154 | 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において、一定期間、養育・保護を行う。養育・保護については実施施設（東光乳児院、東光虹の家）に委託している。 ※令和4年度 2人 |
| 11. 母子・父子家庭児童小学校入学及び中学校卒業祝金支給事業 (昭和48年度) | 1,600 | 母子・父子家庭の児童が小学校へ入学及び中学校を卒業する場合に祝金を支給する。 ・扶助基準額 小学校入学 10,000円 中学校卒業 10,000円 ・支給月日 小学校入学（3月下旬）・中学校卒業（3月中旬） ※令和4年度 小学校入学 45人 中学校卒業 108人 |
| 12. 母子家庭等自立支援事業 (平成15年度) | 5,694 | 母子・父子家庭の経済的自立を目指すため、ひとり親家庭の主体的な能力開発及び資格取得の取組みに対し、相談及び経済的支援をする。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（令和4年度 1人） ・母子家庭等自立支援高等職業訓練促進費事業（令和4年度 4人） |
| 13. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (平成29年度) | 230 | ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく。市単独事業として、合格後の祝い金の制度がある。 ①受講開始時給付金 受講費用の3割（上限75,000円） ②受講修了時給付金 受講費用の4割（①と合わせて上限100,000円） ③合格時給付金 受講費用の2割（①②と合わせて上限150,000円） ④合格祝い金 80,000円（市単独事業） ※令和4年度 実績0件（累計1件） |
| 14. 養育費確保支援事業 (令和5年度) | 350 | 離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長及び発達に必要な養育費の確保を支援するため、公正証書等の作成に必要な経費や保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費を補助する。 ・公正証書等作成経費に対する補助金 上限30,000円 ・養育費保証契約締結経費に対する補助金 上限50,000円 ※令和5年度新規事業 |
| 15. 子育て支援モバイルサービス事業 (平成30年度) | 119 | 健康推進課の子育て支援モバイル配信サービス事業「ぽんちゃんの子防接種☆子育てナビ」に、子育て支援課の子ども・子育て総合サイトをリンクし、支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行う。 ※メールマガジン配信開始（令和元年度～） |
| 16. 結婚新生活支援事業 (令和3年度) | 11,215 | 少子化対策の1つとして、妊娠・出産の前段階である結婚のきっかけづくりを支援するため、新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用又は住宅リフォーム費用及び引越し費用を補助する。 ・補助金額 夫婦ともに29歳以下 上限60万円 上記以外 上限30万円 ※令和4年度 25世帯 5,004,000円 |

| 事業名 (事業発足年度) | 予 算 額 | 事 業 概 要 |
|--------------------------------|--------|--|
| 17. こども誕生祝金 支給事業 (令和4年度) | 11,902 | <p>次代を担うこどもの誕生に祝意を示し、健やかな成長を願うとともに、子育て家庭の負担の軽減及び少子化対策の充実を図るため、こどもが出生した世帯に対して祝金を支給する。</p> <p>・支給金額 第1子及び第2子 館林市デジタル地域通貨1万円分 第3子以降 館林市デジタル地域通貨11万円分</p> <p>※令和4年度 対象児童 335人 内訳 第1子及び第2子 279人 第3子以降 56人</p> |